

平成 20 年度

施政方針

平成 20 年 3 月 3 日

糸満市

基本理念

ひかりのまち

果てしない希望を抱き飛躍的前進をめざすまち

みどりのまち

自然を保護し健康で快適な住みよいまち

いのりのまち

平和を願い情操性豊かな明るいまち

将来像

うみさら おかさら まら
海幸・陸幸の史都
いとまん
糸満市をめざして

目次

はじめに	2
風格都市づくりについて	4
安心都市づくりについて	6
潤い都市づくりについて	10
魅力都市づくりについて	10
活力都市づくりについて	12
平和都市づくりについて	14
協働都市づくりについて	14

■ はじめに

平成20年3月糸満市議会定例会の開会に臨み、私の市政運営の基本方針を申し述べ、市民の皆様及び市議会の御協力と御理解を賜りたいと存じます。

昨年、本市におきましては、3月に西崎から豊崎までを繋ぐ国道331号バイパス豊見城道路が開通し、那覇市からの移動時間が大幅に短縮され経済の活性化に繋がり、加えて糸満工業団地の工業用地が完売に近い状態になるなど、本市経済の発展への大きな足掛かりとなる年になりました。4月には古代式伝統航海カヌーの「ホクレア号」が糸満漁港に寄港し、6月の糸満ハーレーにはアメリカ合衆国のレドンドビーチ市長率いる訪問団が訪れるなど、国際交流も盛んに行われております。

また、9月29日に、高校歴史教科書の検定意見撤回を求める県民大会が行われ、多くの県民が参加し沖縄の悲慘な戦争体験に対する県民の熱い思いを再確認いたしました。沖縄戦終焉の地である本市では平和祈念公園において「平和の火」が採火され、戦没者の御霊の思いとして県民のリレーにより宜野湾市の会場に運ばれるなど、本市の持つ歴史的な重要性を改めて強く感じさせられました。

今年の1月には、JリーグOBや元日本代表選手のプレイが生で見られる、宝くじスポーツフェア「ドリームサッカー」が開催され、そして、本格ミュージカル「劇団ふるさとキャラバン」が上演されるなど、県内ではなかなか見ることの出来ない高レベルな催しが続き、青少年の健全な育成に資する明るいまちづくりに繋がったものと思います。

しかし昨年は、台風や集中豪雨等、県内各地で自然災害に見舞われ、残念なことに本市におきましても農作物などに大きな被害を被りました。そのような中、本市の地域防災計画を10年ぶりに見直し、市民参加型の総合防災訓練も実施しました。さらに県内では初めてとなるデジタル防災行政無線局等が市庁舎や市内11カ所に設置されるなど、デジタル方式で双方向の情報伝達が可能となり、災害時に迅速な対応ができるようになりました。

また昨年は、学校給食センターの調理業務の民間委託が始まり、市立保育所の民営化移管保育所も決定するなど、行政改革が大きく進展した年となりました。そして、糸満中学校校舎及び兼城小学校屋内運動場改築工事着手など、学校教育環境の整備・充実を図った一年でもありました。

私は、平成16年7月の市長就任からこれまで、政治理念である「フレッシュな創造力でワクワクするまちづくり」を基本として、糸満市のアイデンティティーや特色、糸満らしさを追求し、「市民が主役」であることを原点にまちづくりに取り組んでまいりました。

この理念には、人（市民）と人（市民）とが活発に交流することで、糸満市独自の産業や芸術・文化を育み、それを世界へ発信していく活力あふれるまちにしたいという願いが込められています。そして、その実現に向け七つの都市づくりを提唱しております。

1点目に行財政改革等を中心とする経営感覚を持った都市づくり、2点目に観光都市いとまんの復活等を目指す観光文化都市づくり、3点目に、雇用拡大等のための産業文化都市づくり、4点目に子ども達をみんなで見守り、育成する社会システムの創造等を目指した教育・国際文化都市づくり、5点目に高齢者の方が元気に暮らすための福祉文化都市づくり、そして、6点目に市民が環境や省資源・リサイクルについて、具体的に取り組む拠点「エコシティープラザ」を推進する環境文化都市づくり、最後に「平和の道」構想の実現及び性別による差別的取り扱いを是正するための平和・女性文化都市づくりに関するビジョンであります。

しかしながら、政策を実現するためには、本市の抱えている財政構造の健全化が喫緊の課題であり、より一層の行財政改革の推進と中長期的な財政計画に基づく財政運営が重要であると考えております。

特に平成18年3月に策定した「第5次糸満市行政改革大綱」及び「糸満市集中改革プラン」に沿って、職員一丸となって積極的に取り組み、着実に行政改革を成し遂げていくことが重要であり、また、そのことについて必須条件である「首長の強力なリーダーシップの発揮」「職員の意識改革の徹底」「市民との協働と開かれた市政の推進」を常に念頭において、今後も市民サービスの維持・向上に努めてまいりたいと思います。

このことを踏まえ、新年度においては次の主要施策を展開してまいります。

一つ目に、教育環境の充実として、これまで市内のほとんどの小中学校、幼稚園の教育施設について築年数が経ち老朽化がみられたことから、学校施設整備計画に基づき、学校の適正配置も視野に入れた教育施設の整備充実を図ってまいりました。本年度も引き続き、糸満中学校校舎改築や屋外環境整備、高嶺中学校・三和中学校・米須小学校・喜屋武小学校の屋内運動場改築を着実に実施し、また、長年の懸案であった西崎中学校水泳プール建設の着手、さらに糸満南小学校移転に向けた基本及び実施設計等を推進します。

二つ目に、市民の健康増進について、乳幼児から高齢者まで市民の健康を支援するため、本年度から乳幼児医療費助成事業において、入院、通院ともに小学校就学前まで拡充することや、国民健康保険事業における特定健診費用の無料化等を実施してまいります。また、行政組織・機構改革において、健康推進事業と国民健康保険事業の両事業を一体的に推進するため「国保健康推進室」を設置し、市民の健康増進を図ってまいります。

三つ目に、糸満市温泉施設整備事業について、平成18年度で作成した「温泉井掘削適地調査業務報告書」に基づいて、国の高率補助や民間企業活用も含めた施設整備の可能性について検討し、高齢者をはじめ市民誰もが楽しめて、健康の増進にも繋がるような事業の実現を目指します。

四つ目に、陸上交通ネットワークの充実として、少子高齢化やマイカーの普及によるバス利用離れが顕著になるなか、平成18年度に糸満市における新たな公共交通体系の導入可能性調査を実施しております。この調査結果に基づき、本年度において、自動車学校や病院の送迎用巡回バスの活用によるモデル事業を実施し、将来

を見据えた新たな交通体系システムの確立を図ってまいります。

五つ目に、糸満漁港ふれあい地区において、平成18年にふれあい公園内に「美々ビーチいとまん」と「糸満フィッシャリーナ」を供用開始して、今年1月より大型ホテルの建設が着手され、平成21年度にオープンする運びとなっております。

今後は、ITオフィスビルやコンドミニアムの早期建設を促進し、雇用の拡大に努めてまいります。また、ふれあい漁港環境整備として、災害に強い緑豊かなふるさとづくり事業を導入し、造船団地の環境改善を図るため、防風防潮緑地の整備を行ってまいります。

六つ目に、海洋深層水等を利用した地域エネルギー資源活用に関する可能性について、海洋深層水の利活用は、水産業や農業のほか、エネルギー資源、医療、保健分野への応用など、新たな産業の創出と地域経済の活性化に寄与するものと期待されております。本年度は、島尻地域振興開発推進協議会及び財団法人エンジニアリング振興協会との共同調査研究を昨年度に引き続き実施し、海洋資源を活用した南部地域の自立型エネルギー供給に関する可能性等の調査研究を進めてまいります。

七つ目に、観光振興における経済活性化についてですが、これまで未整備であった南部の戦跡や史跡等を結ぶ連結道路となる「平和の道線」において、平成20年度事業新規採択要望書が県で提出されており、当該路線の開通による那覇空港から豊見城道路を経て糸満市へと結ぶ豊富な観光資源へのアクセス性が向上し、観光の振興に大きく拍車がかかるものと期待をしております。そのうえで、事業実施が円滑に進むよう努めてまいります。また、国道331号バイパス沿いの西崎沿道に開設予定の「道の駅」については、お魚センター等、各施設の整備も進み、本年度末にはオープンする運びとなっており、本市の観光振興における起爆剤となるよう事業の促進を図ってまいります。

以上、新年度の主要な施策の概略を説明しましたが、次に第3次糸満市総合計画の七つの都市像に基づき、各施策・事業をご説明いたします。

■ 風格都市づくり について

学校教育については、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」を子どもたちに育んでまいります。

基礎・基本を徹底し「生きる力」を育むことをねらいとする学習指導要領の更なる定着を進め「総合的な学習の時間」の充実や、学校評議員制度の活用等「開かれた信頼される学校づくり」を推進するとともに、教職員の指導力の強化を図りつつ、全小中学校に設置された教育用コンピュータを活用し、情報教育の充実を図ります。

また、補助教諭及び、外国人英語指導助手を引き続き配置し、各教科の基礎基本の定着を図ります。

本市の学力向上推進事業については「ひかりとみどりといのりのまち糸満の子らに確かな学力を」のテーマに迫るべく、今後とも、学校、家庭、地域及び行政と連

携を密にして取り組んでまいります。

次に、児童生徒の不登校や問題行動等に適切に対応するため、適応指導教室「とびうお」、自立支援教室「はくぎん」の充実、また、「教育相談員」や「スクールカウンセラー」等を効果的に活用し、各学校の生徒指導、教育相談体制等の充実・強化を図ります。さらに、いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、各学校で研修会等を開催し、教育委員会、学校、保護者が連携してその解決に積極的に取り組んでまいります。

「特別支援教育体制」の推進については、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適正な教育が行われるよう、本年度より特別支援教育指導コーディネーターを配置してまいります。また、県と連携・協力して特別支援教室及び校内の支援体制の充実を図ってまいります。

学校給食については、児童生徒の健全な心身の発達のために、栄養バランスのとれた食事を提供し、正しい食事の在り方や望ましい食習慣の形成に努めるとともに、学校給食設備におけるトレイ等の食器改善を図ってまいります。

食育の推進については学校栄養職員を中心に学校、家庭及び地域との連携・協力のもとに取り組んでまいります。

教育施設の整備につきましては、引き続き糸満中学校校舎の全面改築、高嶺中学校屋内運動場、三和中学校屋内運動場及び米須小学校屋内運動場の改築をはじめ、本年度から、喜屋武小学校屋内運動場改築、西崎中学校水泳プール建設、糸満中学校屋外環境整備・糸満南小学校移転事業などに着手し、学校施設整備計画に基づいた教育施設の整備充実を図ってまいります。

人材育成については、人材育成基金の金利収入等を活用し児童・生徒を対象にスポーツ・文化派遣助成事業及び奨学金の貸付事業を実施し、「糸満ふるさと塾」及び「読み聞かせ講座」等の能力開発事業の充実に努めます。

また、文化活動、スポーツ活動等において顕著な貢献をした幼児童、生徒を対象にその功績を称え糸満市長賞を贈り表彰してまいります。

生涯学習・社会教育については、市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現を図られなければならないと考えております。

そのために、個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育を奨励し、図書館、公民館、青少年センターその他の社会教育施設、学校施設の利用、学習の機会及び情報の提供、その他の有効な方法によって生涯学習及び社会教育の振興に努めてまいります。

特に、社会教育委員の指導・助言を得ながら、「生涯学習まちづくり出前講座」や「生涯学習ボランティアバンク」の整備・充実に努めるとともに、社会教育指導員を活用し、社会教育団体の支援に努めてまいります。

また、学校や地域で読み聞かせを行っているボランティアと連携して「絵本のひろば」等を開催するとともに、読書活動を推進してまいります。

青少年センターについては、積極的に音楽室・視聴覚室の利用促進に努め、児童センターや社会教育施設と連携した各種青少年健全育成事業等を引き続き実施してまいります。

中央公民館については、市民のニーズに応えるため、施設の利活用を促進し、各種講座の開設とグループ・サークルの育成を図り、生涯学習の拠点施設として、市民が気軽に利用でき、親しまれる施設としての運営に努めてまいります。

中央図書館については、図書館の持つ本来の機能が十分に発揮できるよう、適切な図書資料等の収集・保存、他の公共図書館との連携・協力、職員の能力開発・スキルの向上等を図り、移動図書館「くろしお号」による地域巡回サービスの推進と併せて、講演会やおはなし会、上映会、展示会等を実施し、図書館サービスの向上に努めてまいります。

また、市内学校と連携を密にして学校での学習活動や学校図書館を支援していきます。

社会体育については、市民の健康・体力保持増進のため日常生活において、いつでも、どこでも、だれでも自分に見合ったスポーツを楽しむ環境づくりに努め、各種スポーツ教室、地域巡回スポーツ教室や少年少女駅伝大会等を開催し、スポーツの日常化に取り組んでいくとともに、競技スポーツについては、任意団体組織の充実強化並びに競技スポーツの振興、指導者等の育成を図ってまいります。

また、2010年に開催される全国高校総合体育大会に向けて「全国高校総体推進室」を設置し、大会の成功に向け諸準備に万全を期してまいります。

さらに、真栄里屋外運動場の汲取り式トイレについては、水洗化への改修工事を行い、利用者の利便性を図ることにより健康の保持増進に努めてまいります。

郷土文化の保全・育成については、国指定史跡・具志川城跡環境整備事業を継続実施してまいります。本年度は、昨年度に続き基盤岩補強のための詳細設計を行います。市指定史跡・南山城跡については、本年度より保存状況確認のための事前調査を実施し本調査に向けて国・県との調整を進めます。また、埋蔵文化財については、国道331号バイパス工事に伴う真栄里兼久原遺跡緊急発掘調査を実施してまいります。

市史については、「糸満市史編集事業基本計画」に基づいて、「村落資料」や「移民・出稼ぎ資料」の発刊に向けた資料の収集、原稿の執筆及び原稿監修、聞き取り調査等を実施してまいります。

文化振興については、「糸満市文化協会」の支援をはじめとして、市民の文化や芸術に対する意識の高揚を図るため、優れた芸術作品に接する機会をつくるとともに、文化庁主催事業等を活用した文化体験型事業の推進を図ってまいります。

■ 安心都市づくり について

はじめに、福祉の充実についてであります。ますます複雑多様化する市民の福祉

ニーズに的確に対応するために、利用者本位の地域福祉を推進し、福祉に関する相談や助言指導が受けられる福祉サービスを提供できる体制の整備に努めてまいります。

また、社会福祉関係機関、団体及び市民との連携を深めるとともに、ボランティアの発掘・育成に努めてまいります。併せて、これまで身体障害、知的障害、精神障害の障害の種別ごとに異なる法律で提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等につきましては、平成18年度に障害者自立支援法の施行によって、一元的にサービスを提供する仕組みが創設されたことに伴い、本年度から各障害者に関する窓口業務の一本化を行い、同法の円滑な実施に努めてまいります。

身体障害者福祉については、サービス提供施設への入所支援、補装具、日常生活用具の給付、重度心身障害者（児）医療費助成事業、ショートステイ、デイサービスやホームヘルパー派遣等の在宅福祉サービスを継続して実施してまいります。

知的障害者福祉については、対象者等の人権擁護に配慮しつつ、その実態把握や相談等に努めるとともに、授産施設等への入所支援、ショートステイやホームヘルパー派遣等の在宅福祉サービスを継続して実施します。また、在宅の心身障害者の社会的自立と社会参加の促進を図る観点から小規模作業所の支援を継続して実施してまいります。

精神障害者福祉については、ホームヘルプサービス、グループホーム、就労支援事業等を継続して実施してまいります。

障害児福祉については、補装具並びに日常生活用具の給付、デイサービスやホームヘルパーの派遣等の在宅福祉サービスを継続して実施してまいります。それとともに、障害者（児）の需要に応じた障害者（児）生活支援及び障害者（児）社会参加促進の充実を図ってまいります。また、今まで市内3カ所にあった障害特性別の相談支援事業所を利用者の利便性に基づいて一カ所に統合し、本市における障害福祉の中核センターとして総合的な支援体制を整えてまいります。

なお、本年度は「糸満市第1次障害者福祉計画」の中期見直し作業を行い、より内容の充実した効果的な障害福祉サービスや地域生活支援事業等の実施を図ってまいります。

低所得者福祉については、生活に困窮する程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、世帯員の自立を助長するため、自立支援プログラムをはじめとした諸施策や制度の活用、紹介、指導援助等の適切な処置を講じてまいります。

児童福祉については、児童手当の支給のほか、本年度から乳幼児医療費助成事業を、入院、通院ともに小学校就学前まで拡充することにより、家庭における児童の健全な育成を図ります。また、地域や家庭における児童虐待等の問題が深刻化しているなか、要保護児童対策地域協議会を設置し、その問題解決に努めてまいります。

児童館の運営については、事故防止等の安全管理に留意しつつ、健康増進と情操豊かな児童育成が図られるよう各種事業を実施してまいります。

保育所運営については、児童の安全確保と健全育成を図るとともに、多様な保育

需要に応えるために、延長保育事業や障害児保育事業及び一時保育事業を継続して実施してまいります。

なお、平成20年4月から大里保育所、川尻保育所の2公立保育所の民営化を実施致します。また、法人保育園の定員を拡大し、定員弾力化による児童の受入枠を拡大するなど、入所待機児童の解消を積極的に推進していきます。

さらに、地域での子育て支援のための子育て支援センター事業の支援体制を充実させるとともに、つどいの広場事業及び病後時保育事業を継続して実施してまいります。

母子・父子福祉については、引き続き児童扶養手当の支給、母子・寡婦福祉資金貸付制度の活用と併せて母子・父子家庭等への医療費助成事業を実施するとともに、母子家庭自立支援教育給付金事業を実施し、母子・父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の高揚を図ってまいります。

高齢者福祉については、生きがいに満ちた健やかな長寿をめざして、老人保健、老人福祉、介護保険事業が一体となった支援体制を整え、高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心した生活を送ることができる地域づくりを進めてまいります。

高齢者の社会参加や生きがい活動支援を推進するとともに、要介護状態になることを予防するため、生活機能評価の実施体制を充実させるとともに、介護予防ケアマネジメントの充実を図り、介護予防事業等の推進に力を入れてまいります。また、地域包括支援センターを中心として地域相談センターや関係機関と連携を図り高齢者の総合相談にも力を入れてまいります。

介護保険事業については、平成12年度のスタートから8年が経過するなか、要介護認定率や介護給付費がいまだ増加傾向にあることから、引き続きケアプランやレセプトの点検強化に取り組むとともに、介護予防事業等を積極的に推進し、介護保険事業の健全運営に努めていきます。さらに、日常生活圏域ごとに認知症グループホームや介護予防拠点施設等の整備に努め、地域に根ざした介護拠点づくりを目指してまいります。

また、本年度は介護保険事業計画の見直し策定の年度となっていることから、これまでの事業計画の検証を踏まえ、第4期介護保険事業計画の策定に取り組んでまいります。

老人医療制度については、平成20年4月から高齢者だけの新たな医療制度として「後期高齢者医療制度」が創設されることから、運営主体である沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携強化を図り、市町村の役割である保険料の徴収や窓口業務に万全を期してまいります。

保健行政については、妊娠・出産から高齢者に至るまでのあらゆる時期に対応した市民の健康を支援するため、計画的かつ効果的に各種保健事業を推進するとともに、今年度は健康福祉まつりを開催し、市民への意識啓発による健康なまちづくりを推進します。

健康づくり・成人保健対策としては、生活習慣病予防に重点を置き、特定健診やガン検診の受診率の向上に努め、また健診結果から内臓脂肪症候群の該当者及び予

備軍に対しては、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活などの生活習慣の改善ができるよう保健指導、栄養指導に取り組めます。

母子保健対策については、次世代を担う本市の子供達が健やかに生まれ、育っていくことができるように、妊婦一般健康診査の拡充に加えて「こんにちは赤ちゃん事業」による生後4カ月までの全戸訪問事業を継続してまいります。

予防接種事業としては、高齢者を対象としたインフルエンザと乳幼児の各種予防接種に加え、はしかの流行を予防する為の対策として新たに、中学1年生、高校3年生に対して麻疹・風疹混合ワクチンの接種を行います。

願寿館においては、高齢者の生きがいづくりや健康増進及び地域に密着した総合的健康づくりセンターとして定着してきたことから、さらに願寿館教室を拠点に地域リーダーを育成し地域における介護予防、健康づくりに努めてまいります。

国民健康保険事業については、本年度より医療保険者（国保）に特定健診・特定保健指導が義務化される新しい健診制度がスタートします。これは市民の健康を守り、増え続ける医療費を抑制するため、より効果的に生活習慣病を予防することを目的に実施するものです。毎年、増加する医療費を抑制するため、特定健診・特定保健指導を適切に実施することは大変重要であり、組織体制の見直し及び強化を図るとともに、特定健診費用の無料化を実施して受診率の向上に努めてまいります。

また、国保財政運営の安定化を図るため、引き続き国保税の収納率向上に取り組んでまいります。

国民年金については、市民の老後等における生活の支えとなっており、今後とも、国との協力連携のもと、年金制度の周知や年金相談等の充実を図り、市民の年金受給権確保に引き続き取り組んでまいります。

消防・防災行政につきましては、増加する救急需要への対応と救急高度化に向け、平成19年度事業で導入した2台目の高規格救急自動車を運用開始するとともに、気管挿管、薬剤投与可能な認定救急救命士を引き続き養成し、消防救急体制の充実強化を図ります。また、自動体外式除細動器（AED）を中央公民館、中央図書館に設置し市民の救命率向上に努めてまいります。

地域防災の担い手である消防団、女性防火クラブ組織を充実強化し、安心・安全なまちづくりを推進します。また、沖縄県防災訓練を誘致し、関係機関及び自治会、市民との協力体制のもと、災害に対して迅速に対応できるよう「地震・津波」災害を想定した防災訓練を県と共同で実施します。

さらに、避難所・災害危険箇所等を表示した防災マップを作成し、防災備蓄品も整備してまいります。

消防の広域化については、消防組織法の改正による「市町村の消防の広域化」や「消防救急無線のデジタル方式への移行に伴う広域化・共同化」に対応するため、県が示す「沖縄県消防広域化推進計画」を調査検討してまいります。

交通安全対策については、広く市民に対する交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの啓発運動を展開するとともに、引き続きチ

チャイルドシートの貸し出しを行い、交通事故防止に努めてまいります。

また、昨年は糸満警察署との連携による交通安全運動の推進が功を奏し、交通死亡事故ゼロの快挙を達成できたことから、本年度も警察署との連携強化による暴走行為の取り締まり及び飲酒運転の根絶に取り組んでまいります。

市民の生活安全につきましては、「糸満市安全で住みよいまちづくりに関する条例」に基づき、安全意識の高揚及び自主的な安全活動の推進を図ってまいります。

このほか、市民相談員を配置して関係機関等との連携を図り、市民から寄せられるあらゆる相談に応えてまいります。

■ 潤い都市づくり について

はじめにごみ処理・リサイクルシステムの構築についてであります。

ごみ処理については、家庭系ごみの五分別収集体制を今後も実施するとともに、エコ市民大学を継続して開催し、市民のごみ問題に対する理解をさらに深めてもらい、事業系ごみを含めた市民自らのごみ減量化行動への取り組みを促進します。また、ごみ焼却残渣の処理については、既存施設を活用した住民負担が少ない処理方式を沖縄本島南部地域の関係市町と協議してまいります。

環境保全対策については、地球温暖化の防止・水質汚濁の防止など市民意識の普及を図るとともに関係部署との連携を取りながら、環境保全対策に努めてまいります。

野犬対策、ハブ対策については引き続き、野犬の捕獲、ハブ咬傷防止対策の普及等を実施してまいります。

葬祭施設の整備については、「南部広域圏南斎場」の建設に向けて広域行政で取り組むために、南部広域市町村圏事務組合に設置している建設準備室に職員を派遣し、強力に推進してまいります。

墓地行政につきましては、適切な土地利用のもと、周辺環境に配慮しながら適正な規制・指導を図るため、今年度に墓地台帳を整備し平成21年度の墓地基本計画の策定に向けて、今後の墓地等の違法建設抑止や適正配置に資するよう努めてまいります。

■ 魅力都市づくり について

地上交通ネットワークの整備において、安全で快適な道路ネットワークの整備については、産業の振興はもとより、日常生活に必要不可欠な施設であります。

このことから、道路行政においては、継続して地方道改修事業及び、武富東線、狭間線等の緊急地方道整備事業の推進、並びに新規路線として仲間田線の整備及び

報得川人道橋の修繕に取り組むとともに、与座大里線の概略設計を実施し事業導入に向けた可能性を検討してまいります。

また、米須地内道路、伊原地内道路の冠水対策や、未買収道路用地取得事業についても実施していきます。

街路事業につきましては、川尻親田原線、ガタ原線の整備を引き続き実施し、道路網の整備に努めます。

また、一部開通した国道331号糸満バイパス、現国道331号並びに県道糸満具志頭線（外かく線）、県道糸満与那原線の早期整備に向けて、国及び県へ要請してまいります。

都市計画については、その基本である都市マスタープランの方針に沿って、まちづくりを進めてまいります。

土地利用については、市街化区域における用途地域に即して適切な運用を図るとともに、市街化調整区域の良好な環境の形成を図り、適正な土地利用の誘導に努めていきます。

都市基盤施設の整備においては、地域の自然、歴史及び特性に配慮し、都市景観の保全、自然とのふれあいの場や親しみのもてる都市施設づくりを進めてまいります。

土地区画整理事業については、糸満南地区において宅地造成工事等を継続的に実施し、武富地区については、事業が円滑に進むよう促進してまいります。

公園事業については、北波平武富公園及び川尻児童公園の環境整備をはじめ、喜屋武公園や山城公園等の施設の充実を図るとともに、公園施設の補修や清掃等の維持管理に努めます。また、嘉手志川公園整備に関して、基本設計の見直し等を図り事業実施の可能性を検討してまいります。

住宅政策につきましては、「糸満市住宅関連実態調査」の結果に基づき、市営住宅をはじめとする本市の基本方針の検討を図ってまいります。

交通ネットワークの充実及びバス等の交通手段の確保については、児童生徒や老人等いわゆる交通弱者を守る立場から、引き続き路線バス運行事業者へ助成し、市民の足の確保に努めるとともに、今後とも関係機関や市民の意見を取り入れたバス対策会議を中心に改善策を検討してまいります。

情報通信ネットワークの整備については、本庁と学校及び出先機関を結ぶ教育ネットワーク支援システムの機器を更新することにより、安全かつ安定したネットワークを構築・維持してまいります。

市民サービスの向上を図るため市民課において、これまで自動交付機の設置及び戸籍システムの電算化を進め、窓口での待ち時間短縮に努めてきました。また、全国一斉に稼動した住民基本台帳ネットワークシステムについて、各種年金受給者の現況届けの廃止や、金融機関等で本人確認用としての住民基本台帳カードの発行も増え、徐々に市民生活に浸透されてきております。これからも、個人情報保護のため厳重なセキュリティ対策を図り、より一層、市民が親しみやすい窓口サービスの充実を目指してまいります。

上水道事業については、安全で安定した水道水を供給するために、潮平から阿波根への配水管布設と糸満南土地区画整理地区の面整備を行います。維持管理については、漏水防止のため老朽化した給水管の更新や耐用年数満期の量水器の取り替えを行い、有収率の向上に努めてまいります。

また、経営の健全化及び業務の効率化のため事務改善により一層取り組み、水道事業開閉栓業務については民間委託を実施してまいります。

下水道事業については、衛生的で快適な市民生活の確保及び公共用水域の水質保全を図るため、潮平地内、兼城地内、及び大川地内等の面整備を行い、糸満市浄化センターについては計画的な維持管理を行っていくため、反応槽設備、機械濃縮設備及び汚泥濃縮タンク設備の改築工事を行っていきます。また、下水道事業の安定的な運営のため、普及活動の強化、水洗化率の向上に努めてまいります。

■ 活力都市づくり について

はじめに、農業の振興についてであります。

県内有数の農業産地である本市の農業は地下ダムによる農業用水の確保や河川水・湧水等の水源に恵まれているほか、県都那覇市近郊に位置し、多様な農業の展開がなされ、さらなる発展の潜在的能力を秘めております。

そのような地域特性を活かした農業振興に取り組むためには、農業生産基盤の整備や農業近代化施設の導入をはじめ、農用地の利用集積や農業担い手の確保等を推進し、中核的な農業経営体の育成に努めてまいります。

さとうきびについては、優良種苗の供給や病虫害対策のほか、畑地かんがい等の利用促進を図り収益性の向上に努めてまいります。

園芸作物についてはレタス、ゴーヤー、ニンジン、小ギク及びパッションフルーツ等の農林水産戦略品目の拠点産地認定品目を中心に、新たにマンゴーを加えて産地育成と生産性向上を推進します。また、経営構造対策事業等においては真壁・真栄平地区に高生産性農業用機械施設の果樹温室、糸満地区に農作物被害防止施設を整備してまいります。

畜産について、肉用牛では効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、沖縄南部地区畜産担い手総合整備事業により自給飼料の草地造成・畜舎等の整備を促進していきます。

養豚では、優良繁殖母豚の育成と飼養管理技術の向上、並びに、環境対策の強化を図ってまいります。

食の安全・安心対策及び地産地消については、糸満ブランドの育成のため、関係機関・団体等と連携しながら引き続き推進していきます。

担い手農家の育成については国の施策の重点化・集中化に伴い、さとうきび甘味資源作物交付金の交付に伴う受入要件との関連で、積極的に農家及び農業団体と連携し育成に努めてまいります。

観光農園事業については、引き続き、糸満ワインまつり・パッションまつりなどの数多くのイベントを開催することにより、園内への誘客と宣伝活動を推進いたします。

また、糸満観光農園の施設管理運営を担う糸満観光農園株式会社の経営基盤の確立を目指して、姉妹都市・都農町との新商品ワインの共同開発や、民間との新商品開発を推進し、糸満ワインを中心とした園内農産加工製品の販売促進などの支援を行い、同社の組織体制の強化に努めてまいります。

農業生産基盤整備については、県営喜屋武第3地区を新規採択し、継続事業で県営事業の米須東地区、米須地区、喜屋武第2地区、また、団体営事業で大里地区ほか2地区を整備します。また、集中豪雨による湛水地域の解消に向けての取り組みや国営かんがい排水事業「島尻地区」の推進に努めてまいります。

農道整備については、大度農道の舗装整備をするとともに、喜屋武農道後原線の概略設計を実施し事業導入の可能性を検討してまいります。

生活環境整備については、集落道、集落排水、農村下水道等の整備を促進するため、村づくり交付金の活用や集落排水事業の導入に対する検討を行ってまいります。

水産業については、近年の水産資源減少、漁価の低迷、漁業就業者の減少や燃油価格の高騰等により水産業を取り巻く環境は厳しい状況下にあります。本市の目指す「つくり育てる漁業」「資源管理型漁業」の具現化のため、「南部豊かな海づくり大会」を今後も継続して実施するとともに、全国豊かな海づくり大会の誘致を引き続き取り組んでまいります。

また、離島漁業再生支援交付金事業で、中層型浮魚礁設置事業、産卵礁設置事業、稚魚放流事業等を推進するほか、水産業奨励補助金の助成により、漁業生産の増大と漁家所得の向上に努めてまいります。さらに、海上における漁業者の人命・財産の保全及び航海の安全を図るために、漁協が実施する水産業近代化施設整備事業（漁業無線施設設置）を支援してまいります。

商工業の振興については、消費者ニーズの多様化、商業を取り巻く環境の変化を背景に、中心市街地は空洞化が進み停滞傾向にあり、商工業の活性化は本市が取り組むべき大きな課題であります。地域の商工業の発展を図るためには、商工会との連携が重要であり、継続して支援を行い、特産品の開発、販路の拡大を促進してまいります。

また、中小企業の経営基盤の強化と体質改善を図るため、「糸満市小口資金融資制度」や、国や県の「企業資金融資制度」など、公的資金を活用した地域経済の安定・活性化を促進してまいります。

公設市場周辺地区の活性化については、これまでお客様専用の駐車場確保や花木の植栽等の整備を図ってきました。今後は、昨年12月に空き店舗を改装してオープンしました多目的施設を活用し、公設市場通り会や糸満市観光協会と連携し活性化に向けて取り組んでまいります。西崎商業地区の活性化については商工会と連携を図り、通り会結成に向けて取り組んでまいります。

雇用対策については、「糸満市地域職業相談室」と連携を図り、求職者の求職・職

業相談を推進し、雇用の拡大に努めてまいります。

高齢者の就業促進については、継続してシルバー人材センターへの助成を行い、高齢者の就業の拡大と福祉の増進を図るとともに、シルバー事業の基本理念である「自主・自立・共働・共助」のもと、活力ある地域づくりに資するよう取り組んでまいります。

企業誘致については、糸満工業団地及び糸満造船団地の分譲がほぼ完了したことを受け、今後は昨年成立した企業立地促進法の考え方である「個性ある産業集積の形成」「広域連携による拠点整備」「迅速な企業立地の実現」という観点において、関係市町村の意見交換会等で論議し、同法の活用を随時検討するとともに、市内陸部への企業誘致の可能性についても探ってまいります。

観光振興につきましては、本市の豊富な観光資源の有効活用と多様化する観光ニーズに対応する観点から、糸満市観光協会との連携を強化し、美々ビーチや糸満フィッシャリーナを活用した取り組みを推進し、また、開業を控えた大型リゾートホテル等を利用した滞在型観光の展開を進めていきます。

市民レベルで地域観光を支える観光ガイドの資質の向上と組織強化を図り、その組織力を生かした観光振興を図ってまいります。さらに、糸満型グリーン・ツーリズムを展開するために、体験者と受け入れ農漁家等と連携させる窓口機関を設置して、事業が円滑に運営していける体制を整備してまいります。

糸満市の平和のイメージとして定着してきました130万県民「平和の光」事業と夏場における糸満ふるさと祭りを引き続き開催してまいります。

■ 平和都市づくり について

先の大戦における沖縄戦終焉の地である本市に有する平和祈念公園は、毎年参拝者や修学旅行生が多数訪れ、戦没者の慰霊と「平和教育の場」としての役割を担っています。それゆえに、今後とも平和週間事業など「平和都市宣言のまち」にふさわしい事業を展開してまいります。

国際交流については、在住外国人にも住み易い地域づくりを推進しながら、地域の国際化を推進してまいります。

国内交流については、北海道網走市（友好都市）及び宮崎県都農町（姉妹都市）との青少年ホームステイなどの事業を引き続いて実施するほか、両市町との産業経済等の交流を図り、相互の発展と住民福祉の向上に努めてまいります。

■ 協働都市づくり について

はじめに、市民参加のまちづくりの推進についてであります。

情報化社会、少子高齢化社会の進展等、様々な分野において社会状況が変化しているなかで、「個性豊かな活力ある地域づくり」を推進していくためには、地域の自治会やNPO（民間非営利団体）、行政等が互いに役割を分担し、諸課題に対応していく事が望まれております。そのためには、市民が主体的に地域のことを考え積極的に参加できるよう条件整備の充実に努めてまいります。

広報・広聴活動については、マスメディアやホームページの活用、さらに広報紙面等の充実に努めてまいります。

情報公開については、市が保有する情報を積極的に公開し情報提供の推進を図り、公正で開かれた市政運営に努めます。個人情報保護については、個人情報の適正な取り扱いと市民の権利利益の保護に努めてまいります。

男女共同参画行政の推進については、女性が主体的に社会のあらゆる分野へ進出し、その個性を伸ばしていくためには、男女平等意識の確立、職場や政策決定の場での積極的な登用など、女性の地位向上を推進していく施策が必要であります。

本市としても男女共同参画社会づくりに取り組んでいくための骨組みとなる基本計画（いちまんVIVOプラン）に基づき、男女共同参画講座、VIVOフェスタを開催し、平成22年度に「男女共同参画条例」の制定を進めてまいります。

行政基盤の充実については、職員の情報交換に利用しているグループウェアシステムを今回更新し、より効率的な行政情報化の環境を整備します。また、電子自治体を推進していくための基盤である総合行政ネットワーク機器を更新してまいります。

職員の人材育成については、地方分権が進むなかで、職員一人一人が、自己決定、自己責任において業務に取り組むことが求められており、職員の政策形成能力や管理能力等の向上が特に重要となることから、現在「糸満市職員人材育成基本方針」に基づいて人材の育成に取り組んでいるところであります。本年度は、自治大学校研修をはじめ、これまで以上に効率的な行政運営を行い、活力ある職場づくりをめざして、職員の能力の育成に取り組んでまいります。

健全な財政運営において、一般会計の予算編成にあたりましては、社会保障費等である扶助費の伸びや国の進める「三位一体の改革」等の影響を受け財政状況が硬直化するなか、今後とも将来見通しが不透明な状況であることに変わりはなく、引き続き財政体質の健全化に努める必要があります。

そこで歳入については、受益者負担の原則及び負担の公平性の観点から財源確保に取り組むとともに、自主財源の根幹であります市税等の徴収率の向上を図るため、引き続き滞納整理支援システムの活用による事務処理の迅速化や、特別整理班を中心に不動産公売等に取り組み早期の滞納処分を実施してまいります。

また、市税の適正な賦課業務の向上として、税務職員の資質や技術の向上を図り、厳正かつ公平な執行で、市税における課税客体的確な把握や賦課課税漏れ防止の強化に努めてまいります。

歳出につきましても行財政改革の観点から、第5次糸満市行政改革大綱の実施計画や糸満市集中改革プランに基づく職員定数の適正管理等による人件費の縮減を図

り、事務事業等の徹底した見直しと効率的かつ効果的な行政運営に努めるとともに、第3次糸満市総合計画の実施計画に掲げた諸施策の実現に向けた予算編成に努めてまいります。

その結果、一般会計においては、

183億5,269万9千円で、対前年度伸び率2.1%マイナス

介護保険事業、国民健康保険事業などの特別会計は、本年度より老人保健事業が後期高齢者医療制度への移行に伴い、

125億1,817万5千円で、対前年度伸び率22.9%マイナス

水道事業会計においては、

18億316万5千円で、対前年度伸び率4.1%プラス

総計において、

326億7,403万9千円で、対前年度伸び率11.0%のマイナス

となっております。

私は、本市の基本理念である「ひかりのまち、みどりのまち、いのりのまち」を基調に、厳しい行財政の状況ではありますが「^{うみさち}海幸・^{おかさち}陸幸の^{まち}史都 ^{いとまん}糸満市」を目指して市政運営に全力を傾注する所存であります。

結びに、市民の皆様並びに議員各位の叡智とご助言を賜りますようお願い申し上げます。新年度の施政方針といたします。

平成20年3月3日

糸満市長 西 平 賀 雄